

下地小学校PTA会則

(名称)

第1条 本会は下地小学校PTAと称し、事務局を下地小学校に置く。

(目的)

第2条 本会は学校と家庭並びに地域が真に一体となって協力し、学校・家庭・地域における教育の振興と児童の福祉増進を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 学校教育の向上と充実に協力する事業
- (2) 児童の福祉増進と生活環境をよくする事業
- (3) 児童の生活一般の補導に関する事業
- (4) 児童並びに会員の保健衛生に関する事業
- (5) 学校の施設並びに環境の整備に関する事業
- (6) 会員相互の親睦と研修に関する事業
- (7) 児童の給食の充実に協力するための事業
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(方針)

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。

第5条 本会は、広く教育問題について討議し、また、その活動を助けること。ただし、学校管理や人事に干渉してはならない。

第6条 本会は、自主的・独立的なもので、いかなる宗教的・政治的活動にも関与してはならない。

(部会)

第7条 本会は、その目的を達成するために下記の部を置く。

- (1) 総務部 …………… 企画、庶務会計、その他会員に関すること
- (2) 文化部 …………… 児童並びに会員の文化向上に関すること
- (3) 環境整備部 …………… 学校施設、社会施設に関する研究並びに実施
- (4) 厚生部 …………… 児童並びに会員の保健体育、衛生、教職に関する事項
- (5) 校外指導部 …………… 児童の健全育成、その他校外生活の指導に関する事項

(会員)

第8条 本会の会員は下記の通りとする。

- (1) 本校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者
- (2) 本校の教職員
- (3) 本会の趣旨に賛同する者

第9条 会員は、各自の希望する第7条のいずれに属するものとする。

(役 員)

第10条 本会に下記の役員を置く。

(1) 相 談 役	学 校 長
(2) 会 長	1 名
(3) 副 会 長	2 名
(4) 運 営 委 員	若 干 名
(5) 常 任 委 員	若 干 名
(6) 各 部 委 員	若 干 名
(7) 監 査 委 員	2 名
(8) 書 記	1 名
(9) 会 計	1 名

(役員の選出)

第11条 役員は下記の方法によって選出する。

- (1) 会長・副会長・監査委員は、総会において選出する。
- (2) 常任委員は学級PTA会長、副会長、学校職員並びに会長・校長の推薦する教育に熱意のある者とする。
- (3) 運営委員は、会長、副会長、校長、教頭、各部の部長・副部长並びに校長の推薦する学校職員とする。
- (4) 各部委員は、常任委員の中から会長が委嘱する。
- (5) 会計・書記は、会長が委嘱する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、会長・副会長・その他は1カ年とし、監査委員は2カ年とする。
ただし、留任することはできる。

(任 期)

第13条 役員任期は以下の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を司り、諸会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときにはその職務を代行する。
- (3) 運営委員は、会運営の企画に当たる。
- (4) 常任委員は、会務の執行に当たる。
- (5) 各部委員は、その属する部の事項について執行する。
- (6) 監査委員は、本会の会計を監査する。
- (7) 会計は、本会の会計事務を司る。
予算執行において流用が必要と思われるときは、会長・校長の了解を得て、事後、総会で承認を受けるものとする。
- (8) 書記は、諸会合の通知並びに諸記録に当たる。

（ 会 儀 ）

第14条 本会は、その運営上、下記の会議を開く。

- (1) 総 会…… 年1回開く。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
- (2) 運営委員会…… 会長が必要と認めたとき、随時開くことができる。
- (3) 常任委員会…… 毎学期1回開く。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
- (4) 各部委員会…… 毎学期1回開く。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

（ 議 決 ）

第15条 会議の議決は出席者の過半数で決め、賛否同数の場合は議長が決める。

（ 総 会 ）

第16条 定期総会においては、下記の事項を行う。

- (1) 決算の承認、予算の承認
- (2) 会務の報告
- (3) 会則の改正
- (4) その他必要な事項

（ 運営委員会 ）

第17条 運営委員会は、重要かつ緊急なる諸問題の資料収集と検討を行う。

（ 常任委員会 ）

第18条 常任委員会は、下記の事項を行う。ただし、総会を開くいとまのない時は、総会に代えることができる。

（ 各部委員会 ）

第19条 各部委員会は、その部の属する事項について協議し、その計画を常任委員会に提出し、承認を得て実施する。

（ 会計年度 ）

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（ 経 費 ）

第21条 本会の経費は、会費並びに寄付金その他の収入をもって充てる。

（ 会 費 ）

第22条 会費は一口300円とし、会員は1口以上加入するものとする。

(表 彰)

第23条 本会に功労のあった者を表彰するものとする。
内規は別に定める。

(帳 簿)

第24条 本会に下記の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 諸記録簿
- (4) 会則
- (5) 会計諸帳簿
- (6) 預金通帳
- (7) その他必要な帳簿

附 則

- (1) 本会の会則は1955年7月20日から施行する。
- (2) 昭和47(1972)年5月23日改正す。
- (3) 平成6(1996)年5月28日改正す。(会費増額)
- (4) 平成23(2011)年4月17日改正す。(会費増額)
- (5) 平成24(2012)年5月2日改正す。(役員任期)

内 規

功労者表彰の細則

- (1) P T A役員として5カ年以上勤め、その活動に功績があり、執行部委員会で推薦された者。本校で勤務し本校で退職するもの。
 - (2) 年限が5カ年に達していなくても、P T A執行部より推薦のあった者についても考慮させる。
 - (3) 上記の事項に該当する者を、P T A会則第23条の規定により表彰する。
- ※ 昭和58年4月30日 改正